

# 平成29年第2回喬木村議会定例会会議録 ( 第 3 号 )

平成29年7月11日(火曜日)

午前9時00分 開議

## 日 程

### 1. 開 会

### 2. 日 程

#### 第1 会議成立宣言

#### 第2 会議録署名議員の指名 (5番 後藤澄壽議員・6番 東原靖雄議員)

#### 第3 日程の追加

#### 第4 議案審議

議案第38号 喬木村空家等対策協議会設置条例の制定について

議案第39号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例の制定について

議案第41号 喬木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 平成29年度喬木村一般会計補正予算(第1号)

議案第43号 平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算(第1号)

議案第44号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算(第1号)

議案第45号 監査委員の選任について

#### 第5 議員発議

発議第2号 喬木村議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

発議第3号 全員協議会運営に関する規則の制定について

発議第4号 喬木村議会運営及び議員活動に関する細則の制定について

#### 第6 請願

請願第 1 号 国の責任による 3 5 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

発議第 5 号 国の責任による 3 5 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

請願第 2 号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める請願書

請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

発議第 6 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

請願第 4 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

発議第 7 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書

#### 第 7 陳情

陳情第 1 号 「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択を求める」陳情

発議第 8 号 「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める」意見書

#### 第 8 議員派遣の件について

#### 第 9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

### 3. 閉 会

---

応集議員 1 2 名

---

出席議員 1 2 名  
(別表のとおり)

---

欠席議員 0 名  
(別表のとおり)

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名  
(別表のとおり)

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名  
(別表のとおり)

---

---

## 1. 開 会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただいまから平成29年第2回喬木村議会定例会を再開いたします。

---

## 2. 日 程

### === 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

---

### === 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、5番、後藤澄壽君、6番、東原靖雄君を指名します。

---

### === 日程第3 日程の追加 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、日程の追加。

本日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告を願うこととします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

先ほど開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

日程第4に、議案第45号を、1件、追加議案として上程されましたので、1件の議案追加。日程第5、議員発議を追加し、発議2号から4号の3件が上程され、協議の結果、以上2点を追加することに決定いたしました。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りします。

議会運営委員長報告のとおり、日程第4、議案審議に議案第45号を追加し、日程第5、議員発議、第2号から4号を追加することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり、議案第45号、日程第5、議員発議を追加することに決定しました。

---

=== 日程第4 議案審議 ===

○議長(下岡幸文) 日程第4、議案審議。

---

◇ 議案第38号 喬木村空家等対策協議会設置条例の制定について

○議長(下岡幸文) 議案第38号、喬木村空家等対策協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(下平 貢) それでは、議案第38号につきまして、報告いたします。

議案第38号は、空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、喬木村空家対策協議会を設置するための条例であります。

この条例は、協議会を設立し、喬木村の空き家等に関する施策について必要な事項を協議するために制定するものであります。

以下、委員会での審査の経過と結果を報告します。

質疑として、特定空き家の指定の方法、委員8名の根拠について、質疑がありました。

回答として、細部の内部については、協議会の中でこれから決めていくことと、任命人数につきましては、村内の有識者を含め、それを鑑み、8名ぐらいとなるという旨、報告がありました。

このほか、質疑、討論はなく、当委員会として、原案のとおり可決すべきと決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第38号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

---

◇ **議案第39号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第39号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは、議案第39号につきまして、報告いたします。

議案第39号は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、新たに設置された農地利用最適化推進委員の報酬を規定するため、また、農業委員の所掌事務が拡大したことによる不要規定を削除するために設けられる条例であります。

以下、委員会での審査の経過と結果を報告します。

質疑として、出張規程に関する質疑がありました。

回答として、村の出張規程に基づき、運用していく旨の報告がありました。

このほか特に質疑、討論はなく、当委員会として、原案のとおり可決すべきと決し

ましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第39号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

---

◇ 議案第40号 農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第40号、農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは、議案第40号につきまして、報告いたします。

議案第40号は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法が変更になり、従来を選出方法に関する条例を廃止するために設けられる条例であります。

以下、委員会での審査の経過と結果を報告します。

特に質疑、討論はなく、当委員会として、原案のとおり可決すべきと決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第40号について、総務産業建設常任委員長の報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

---

◇ 議案第41号 喬木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第41号、喬木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） それでは、議案第41号につきまして、報告いたします。

議案第41号は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準に定める政令（昭和31年政令第335号）において規定されている消防団員の公務上の損害に対し補償される際の算定の基準となる額への加算額及び加算の対象の改定が行われたことから、この基準政令に従い、条例で定めるものとされている本条例の改正を行うものであります。

以下、委員会での審査の経過と結果を報告します。

質疑として、区分の対象により加算額の増減の差異が生じているのはなぜか、とい

う質疑がありました。

回答として、国の働き方改革の一環として生じている現象ですが、実際のところ、一家庭に配分されている額は増額になっている旨の報告がありました。

このほかに特に質疑、討論はなく、当委員会として、原案のとおり可決すべきと決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第41号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◇ 議案第42号 平成29年度喬木村一般会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第42号、平成29年度喬木村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） それでは、予算決算常任委員会に付託されました議案につきまして、付託審査の結果をご報告いたします。

議案第42号、平成29年度喬木村一般会計補正予算（第1号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答につきましては、次のような質疑がなされました。

一般管理費の中で、アルコール検知器購入について、どのように検査するのか、との質問があり、各課にアルコールチェッカーを配備し、毎日の朝礼時、抜き打ちでチェックするとの回答がありました。

また、商工振興費の中では、信州大学航空機システム共同研究講座補助金についての質問があり、各金融機関からの出資をいただく中で、学生への支援、研究開発の支援に充てるとの説明がありました。

また、活性化対策費として、クライנגルテンについての質問があり、現状、空き家が出ている中で、地区との連携をしながら対応していくとの質問がありました。

そのほかの質問はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第42号について、予算決算常任委員長の報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◇ 議案第43号 平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第43号、平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第43号、平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第43号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◇ 議案第44号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第44号、平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）について、議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第44号、平成29年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第44号について、予算決算常任委員長の報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号につきましては、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◇ 議案第45号 監査委員の選任について

○議長(下岡幸文) 続きまして、追加議案のための審議を行います。

議案第45号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

失礼しました。

議案第45号、監査委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市瀬村長。

○村長(市瀬直史) 村監査委員につきましては、識見者並びに議会代表の方1名、計2名の方で村の行政監査並びに経費が適正に支出されているか、ご審査をいただく大変重要な役職となっております。

今回、議会の改選にあたりまして、議会初日におきまして、議会の方から昼神二三男議員のご推薦を賜りましたので、村の議会推薦の監査委員として、昼神二三男議員を選任をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(下岡幸文) 本案件は、初日、本会議におきまして、議会推薦としておりますので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立にて行います。

お諮りいたします。

議案第45号について、原案のとおり同意することに賛成する方は起立願います。

(起立多数)

○議長(下岡幸文) 起立多数です。

よって、議案第45号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

=== 日程第5 議員発議 ===

○議長(下岡幸文) 日程第5、議員発議。

---

◇ 発議第2号 喬木村議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 発議第2号、喬木村議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明者代表より説明願います。

小池豊君。

○11番(小池 豊) それでは、喬木村議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

提案理由としまして、議会基本条例委員会より答申を受けた結果について、条文の一部を改正するためであります。

内容につきましては、おめくりいただきまして、喬木村議会基本条例の一部を改正する条例というところで、お願いいたします。

喬木村議会委員会条例の一部を次のように改正をする。

第1条中「小さくともアルプスの峰の如くきぜんとそびえる美しい村」づくりを「喬木村第5次総合計画で掲げる将来像「人が輝き未来につながる美し郷喬木」の実現」に改めたい。

そのことと、第10条第2項中「議会だより」モニター」になっておりますが、これを「議会モニター」に改める。

これと、もう1枚おめくりいただきまして、新旧対照表、裏側になりますけれども、現行では反問につきましては、「議員の質問に対して質問の主旨を確認するため反問することができる」、これを、この内容を取り消しまして、「議長又は委員長の許可を得て、反問することができる」ということで、この一部を削除するという内容でありま

す。

なお、これにつきましては、提出者、小池豊、賛成者としまして、中森高茂、木下温司、後藤章人議員の3名で提出をいたします。

以上、提案いたします。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第2号について、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可と決しました。

---

#### ◇ 発議第3号 全員協議会運営に関する規則の制定について

○議長（下岡幸文） 続きまして、発議第3号、全員協議会運営に関する規則の制定についてを議題といたします。

説明者代表より説明願います。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） それでは、全員協議会運営に関する規則の制定について、説明いたします。

提案理由として、議会運営上、全員協議会を定例化するとともに併せて規則を定める、というものであります。

おめくりいただきまして、全員協議会運営に関する規則、以下載っております。

このことは、議員全協で説明してありますので、大まかに概要のみ説明させていただきます。

今まで申し合わせ事項のようなそんな形であったものを、規則化したものでござい

ます。

主なものといたしましては、28年2月より、議員による議員全員協議会を行ってまいりましたが、議員全員協議会、それを定例化するなど、議会全協の位置づけを規則化して定めたものであります。

賛成者といたしまして、小池豊、中森高茂、木下温司各議員からの賛同を得ております。

全員協議会運営に関する規則の制定について、別紙のとおり、上記議案を地方自治法第112条第1項の規定に基づき提出いたします。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） それでは、質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可と決しました。

---

#### ◇ 発議第4号 喬木村議会運営及び議員活動に関する細則の制定について

○議長（下岡幸文） 続きまして、発議第4号、喬木村議会運営及び議員活動に関する細則の制定についてを議題といたします。

説明者代表より説明願います。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 喬木村議会運営及び議員活動に関する細則の制定について、提案理由、議会基本条例第17条の規定に基づき、開かれた議会活動を運営するために細則を定める。

おめくりいただきますと、喬木村議会運営及び議員活動に関する細則が載っております。

これも、議会全協において説明してありますので、大まかなことだけ申し上げます。  
主なものとしたしましては、委員会の運営につきまして、明確でなかったものをこのような形に定めたものであります。

議会基本条例にも盛りられておりますが、開かれた議会を現実のものとするために規則をつくったというものであります。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第4号について、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可と決しました。

---

## === 日程第6 請願 ===

○議長（下岡幸文） 日程第6、請願。

---

### ◇ 請願第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

○議長（下岡幸文） 請願第1号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、請願第1号につきまして、報告をいたします。

請願第1号は、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願書でございます。

これにつきましては、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、国による35人以下学級の計画的推進と教育予算の増額、国の複式学級の学級定員の引き下げを求める内容でございます。

質疑がございました。

複式学級の基準、という質疑がございました。

それに対しまして、回答として、国基準が、1年生を除き2つの学年計16人、県基準は、2つの学年計8人以下であることを説明し、参考資料を提出いたし、説明をいたしました。

次に、喬木村の専科教員の状況とは、という質問がございました。

第一小学校では、音楽、理科、家庭科の専科教員がいる。第二小学校では、音楽の専科教員がいると、第一小学校の家庭科は、村費教員である。また、専科の免許のある教員を、もしくは講師の採用であるとの説明が、教育委員会の方からなされました。

意見はなく、当委員会としては、採択と決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第1号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、採択することに決定いたしました。

◇ 発議第5号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

○議長（下岡幸文） 発議第5号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） それでは、発議第5号につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第5号、国の責任による35人学級の推進と、教育予算の増額を求める意見書。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律にもりこまれ、附則で、小2以降順次改定することを検討し、財源確保に努めると定めた。

しかし、翌年の平成24年度は、法改正ではなく、加配で小2を35人学級として、それ以降、国の35人学級は進んでいない。

長野県では平成25年に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となった。しかし、義務教育標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校で本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

1、国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実現すること。また、そのため

の教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。ということで、提出者は私で、賛成者、木下温司、佐藤文彦、櫻井登議員の3名でございます。

平成29年7月11日、長野県喬木村議会ということで、提出先は、そこに書かれているとおりでございます。

なお、先ほど文章の中で2箇所、義務教育という教育が抜けている部分がありましたので、これを訂正して提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第5号について、この地方自治法第99条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

#### ◇ 請願第2号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める請願書

○議長（下岡幸文） 続きまして、請願第2号、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、請願第2号、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書を提出する請願書について、報告をいたします。

請願第2号につきましては、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書を提出に関する請願書でございます。

これにつきましても、先ほどと同じく、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、平成29年度の国の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める内容です。

この請願につきましては、喬木村学校教職員組合から1号議案に類似している点が多いことと、平成30年においては、第二小学校の複式問題は県基準においてクリアされている点等々鑑み、取り下げの報告がされました。

しかしながら、議長宛の取り下げは、議長が決まらない中で提出できなかった点から、請願2号として審査を行いました。

請願2号につきましては、取り下げの申請を優先して、意見書として提出しないよう取り扱うことと決定いたしましたので、その旨、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第2号について、社会文教常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号につきましては、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

#### ◇ 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

○議長（下岡幸文） 続きまして、請願第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 請願第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書でございます。

それでは、請願第3号につきまして、ご報告いたします。

この請願第3号につきましては、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書ですが、これにつきましては、先ほどと同じく、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要な義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を3分の1から2分の1に復元を求める内容でございます。

質疑、意見はなく、当委員会としては、採択と決しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第3号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

#### ◇ 発議第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

○議長（下岡幸文） 発議第6号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） それでは、発議第6号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について、朗読をもって説明と代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。

また、平成18年、「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成30年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

#### 記

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますということで、提出者については、私、賛成者につきましては、佐藤文彦、櫻井登両議員となります。

平成29年7月11日、長野県喬木村議会ということで、提出先は、そこに書かれているとおりで。

以上、報告いたします。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第6号について、この地方自治法第99条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 請願第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

○議長（下岡幸文） 続いて、請願第4号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について、議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 請願第4号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書でございます。

それでは、請願第4号につきまして、報告いたします。

これにつきましても、同じく喬木村学校教職員組合から出された請願であり、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分に把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年以前の定率に戻すことを求める内容でございます。

質疑、意見はなく、当委員会としては、採択と決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(発言者なし)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第4号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

◇ 発議第7号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書

○議長(下岡幸文) 発議第7号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

中森高茂君。

○7番(中森高茂) それでは、発議第7号につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書。

「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、(1)「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究」及び「資料整備」、「教員の養成施設」設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、(2)教員及び職員の定員の決定への「特別な配慮」、(3)教員の研修について、「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費やその他研修に関して必要な経費の確保」を規定しています。また、第5条一―二―2は、「へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を文部科学省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額をしました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠して支給しています。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教

職員が学習資料や教材・教具等を購入するために都市部まで出かけることが困難になったり、経済的負担が増したりしています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く、年齢的バランスがよかった職員構成は、現在では青年層が過半数を占めたり、臨時的任用教員の比率が倍増したりしています。それは、家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員の場合、へき地校への赴任希望を持っていたとしても、経済的負担を考慮して、へき地校赴任を敬遠せざるを得ないからです。こうした状況は、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらには、隣県の臨時的任用職員が、本県へき地校へ応募することを手控えるケースも起きています。

貴職のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差はいっそう拡大しているのが実情です。それにもかからわず、今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性の拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至であり、結果としては、本件の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

#### 記

1、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年以前の定率に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

提出者は私ということで、賛成者につきましては、佐藤文彦、櫻井登両議員でございます。

平成29年7月11日、長野県喬木村議会。

提出先につきましては、この件につきましては、長野県知事、阿部守一殿ということになっております。

以上、報告を終わります。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(発言者なし)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。  
討論ございませんか。

(発言者なし)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。  
お諮りいたします。

発議第7号について、この地方自治法第99条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。  
よって、発議第7号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

=== 日程第7 陳情 ===

○議長(下岡幸文) 日程第7、陳情。

---

◇ 陳情第1号 「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択を求める」陳情

○議長(下岡幸文) 陳情第1号、「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択を求める」陳情についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(下平 貢) それでは、陳情第1号、「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書の採択を求める」陳情について、報告いたします。

長野県庁信頼回復の会、長野市議会議員、小泉一真氏より、各市町村議会に提出されました陳情について、審議をいたしました。

本文につきましては、事務局より朗読があり、報告が行われました。

以下、委員会での審査の経過と結果を報告します。

特に質疑、討論はなく、当委員会として、原案のとおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

陳情第1号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

◇ 発議第8号 「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める」意見書

○議長（下岡幸文） 発議第8号、「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める」意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

下平貢君。

○2番（下平 貢） それでは、発議第8号、「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める」意見書につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める」意見書。

国土の約7割を占める森林は、木材供給をはじめ、国土の保全や地球温暖化防止、水源のかん養など、多面的機能を有する緑の社会資本であり、国民全体に広く恩恵をもたらしています。しかしながら、林業の採算性の悪化や担い手不足等により、森林の荒廃が進行しています。

そのような中、長野県では、健全な森林づくりの推進を目的として、平成20年に長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という）を導入し、本村においても間伐事

業や松くい虫防除対策事業、鳥獣害被害対策のための緩衝帯整備事業等に活用されてきたところです。

しかしながら、計画面積等の事業採択要件による制約もあり、森林税が十分に活用されず、基金残高も増加傾向にあります。

加えて、不適切な支出事例があり、県民の信頼を回復し、適正な森林税の活用が求められるところであります。

については、森林税の活用に当たって、下記の事項を実現するよう、強く要望いたします。

#### 記

1、市町村や林業事業者等の意見を聴きながら、森林税活用事業の採択要件緩和を検討するなど、森林税の有効活用を図ること。

2、森林税の適正な活用に努めること。

3、今後も森林税を継続するに当たっては、森林づくりの意義を改めて広く県民に周知し、山村、中山間地域の活力となるよう取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出者は、私、下平、賛成者は、小池豊、後藤章人両議員であります。

以上、喬木村村議会として、長野県に対し陳情するものとして発議をいたします。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第8号について、この地方自治法第99条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

=== 日程第8 議員派遣の件について ===

○議長（下岡幸文） 日程第8、議員派遣の件について。

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定いたしました。

---

=== 日程第9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について ===

○議長（下岡幸文） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査について。

委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

議会運営・総務産業建設・社会文教・予算決算の各委員長より、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付されました事件はすべて終了いたしました。

---

◇ 村長あいさつ ◇

○議長（下岡幸文） ここで、理事者のあいさつをお願いいたします。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 去る6月27日に開会をいたしました平成29年度喬木村議会定例会、大変長い間慎重にご審議をいただきまして、村提案のすべての議案、ご承認を賜りまして、誠にありがとうございました。

今議会は、改選後の初議会ということで、6人の新しい議員の方が初めて参加をしていただきました。大変緊張もあって辛かったというか、お疲れのことと思います。

4年間というのは、実は長いようで、ほんとにあっという間に過ぎてしまいます。いま喬木村、冒頭にも申し上げましたけれども、大きく変革の時代を迎えておりまして、一日一日が大変大事な時代を迎えております。

ぜひ今後も、議会そして行政が車の両輪として、互いにこうかみ合いながら、前へ前へと進んでいきますように、ご協力を申し上げたいと、ご協力をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

これからすぐにまた決算の時期を迎え、また、予算編成、実施計画の段階に入ります。とどまることなく、明るい喬木村づくりに向けて邁進をしていきたいと思っておりますので、今後も変わらぬご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

大変お世話になりました、ありがとうございました。

---

### 3. 閉 会

○議長（下岡幸文） これにて、平成29年第2回喬木村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

閉 会 午前9時58分

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

喬木村議会議長

---

---

署名議員

---

---

署名議員

---

---